

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、神崎市
土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

令和 6 年 5 月 7 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	内川 修治	神崎市千代田町用作1546番地 4	令和 6 年 4 月 1 日 退任